

中学校地域クラブ体制整備事業業務委託契約書（案）

（概算契約）

- 1 委託業務名 令和8年度 中学校地域クラブ体制整備事業業務委託
- 2 履行期間 令和8年4月24日 から
令和9年3月19日 まで
- 3 業務委託料 ¥ —
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ¥ —
(業務委託料は業務の実施に要した経費の額とする。ただし、上記の額を上限額とする。)
- 4 契約保証金 契約金額の100分の10以上
ただし、うるま市契約規則第6条第2項の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の納付を免除する。

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（発注者） 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市教育委員会
教育長 印

乙（受注者） 住 所
商 号
代表者 印

(総則)

第1条 乙は、別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、上記の契約金額及び契約期間内で、頭書の業務を完了しなければならない。

(委託料の経費区分)

第2条 委託料の経費区分は別表のとおりとする。

2 乙は、委託料の経費区分を変更しようとするときは、あらかじめ経費内容変更承認申請書（様式1）を甲へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

3 前項の規定による変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の制限)

第4条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合は、甲に対して、事前にその理由、具体的な委託事項及び再委託の相手方について説明の上、その承認を得なければならない。

3 乙は、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、本業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(労働関係法令の遵守)

第5条 乙は、労働基準法及び最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第6条 乙は、本業務の実施に要する経費に関し、専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかななければならない。

2 乙は、本業務に要した経費を甲が指示する項目に従って、前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、請求書、領収書、銀行振込領収書、本業務に従事する者の給与支払いを示す台帳及び出張伝票等をいう。

4 第2項の帳簿及び書類の保管期間は、本業務が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日か

ら起算して5年間とする。

(検査及び引き渡し)

第7条 乙は、業務が完了したときは、実績報告書(様式2)及び関係書類一式を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に乙の立会のうえ、業務の完了を確認するための検査を行い、委託料の額を確定し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による引渡しの前においても、成果品の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

(委託料の請求及び支払い)

第8条 委託料の支払いは、原則、精算払いとする。

2 乙は、第7条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

3 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

4 前2項にかかわらず、甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、概算払いをすることができる。

5 前項の規定による概算払いの額は、契約金額の80%以内とする。

(著作権の帰属)

第9条 この契約に基づいて制作されたものの著作権は、甲に属するものとする。

2 甲が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、乙は、制作にあたっては、必要な許諾を得なければならない。

(コーディネーター)

第10条 乙は、業務を実施するにあたりコーディネーターを定め、その氏名及びその他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第11条 乙の責に帰する理由により履行期間内に本件業務を完了することができない場合においては、違約金として契約金額に遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を、甲に支払うものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、本件業務を実施するにあたり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この業務による個人情報の取扱いについて、別途定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約変更)

第13条 本契約内容の一部を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2 前項の変更は、甲乙記名押印した書面によるものとし、別段の定めをしない限り、同書面に記名押印した日に変更の効力が生じるものとする。

(発注者の解除権)

第14条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了しないと明らかに認めるとき。
- (2) 乙が正当な理由なく、着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人その他使用人が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する等不適切な者に該当するとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がうるま市契約規則（平成19年3月16日規則第9号）又は本契約に違反したとき。

2 甲は、乙が第16条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が、この契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（受注者の解除権）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約仕様書を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第17条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、この契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受けると認めるときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（解除に伴う措置）

第18条 この契約が解除された場合において、第8条第4項の規定による概算払いがあったときは、乙は、第14条又は第15条第2項の規定による解除にあつては、当該概算払いの額に当該概算払い金の支払い日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、第16条の規定による解除にあつては、当該概算払いの額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ前条第2項の規定により既履行部分の引

渡しが行われる場合において、第 8 条第 4 項の規定による概算払いがあったときは、甲は、当該概算払いの額から前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料を控除するものとする。この場合において、受領済みの概算払いの額になお余剰があるときは、乙は、第 14 条又は第 15 条第 2 項の規定による解除にあっては、当該概算払いの額に当該概算払い金の支払い日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 16 条の規定による解除にあっては、当該概算払いの額を甲に返還しなければならない。

3 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。

(通知義務)

第 19 条 甲及び乙は、次の次号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく相手方にその事実を通知する。

- (1) 監督官庁により、免許の取消、営業停止などの処分を受けたとき
- (2) 手形又は小切手の不渡りが生じたとき、もしくは支払停止の状態に陥ったとき
- (3) 第三者により、仮差押、仮処分、強制執行などを受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立等があったとき
- (5) 住所、代表者、商号、その他取引上重要な事項の変更が生じたとき
- (6) その他事業の状況に著しい変更をきたすおそれがあるとき
- (7) 本契約を遂行する上で甲の協力義務の不履行又はそのおそれが生じたとき

(損害賠償)

第 20 条 甲は、第 8 条第 3 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延損害金を支払う。

2 甲の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、契約額から既払い金額を控除した額を乙の損害額と推定する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 21 条 受注者は、契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

(監督等)

第 22 条 乙は、甲が定める調査職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 乙は、甲が定める調査職員から要求があるときには、委託業務の進捗状況等について報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第 23 条 乙は、毎月、事業の実施状況報告を甲に対して行わなければならない。報告書の提出は前月分をまとめ、毎月 10 日までに甲に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第24条 甲は、第7条第2項に定める検査の完了後、当該業務に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から1年以内に乙に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、または修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定は、その不適合が設計図書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第25条 甲は、乙の故意又は重過失により業務委託料の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

- 2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲の指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づく割合により計算した利息を付すことができる。

(乙による公表の禁止)

第26条 乙は、甲の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。ただし、すでに乙が保有していた情報及び公知である情報についてはこの限りではない。

(甲による契約の公表)

第27条 乙は、本契約の名称、概要、業務委託料、乙の氏名、住所等を甲が公表することに同意する。

- 2 乙は、第4条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名、再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

(専属的合意管轄)

第28条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第29条 本契約及び仕様書に定める事項に関して解釈上の疑義が生じたとき、又は本契約及び仕様書に定めがない事項については、甲乙協議の上、誠実にこれを解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(事務従事者への周知)

第7条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、うるま市個人情報保護条例による罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による個人情報取扱事務については、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還)

第9条 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第10条 乙は、この契約による事務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第 11 条 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 12 条 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

令和8年度 中学校地域クラブ体制整備事業業務委託 経費区分表

(単位：円)

経費区分	金額	備考
1. 人件費	(円)	
・	円	
・	円	
・	円	
2. 事業費	(円)	
・	円	
・	円	
・	円	
・	円	
小 計	円	
3. 一般管理費	円	
4. 消費税	円	10%以内
合 計	円	

※経費区分毎に20%を超えての経費を変更する場合は、本契約書第2条第2項の規定に基づき、教育長の承認を受けるものとする。

※事業費は、備品購入費は対象外とする。また、可能な限り細分化し記載する。事業費の単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで経費を記載すること。

※一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特
定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費であり、次の計算式に
より算出する。

人件費+事業費（再委託・外注費を除く）×10%以内

経費内容変更承認申請書（様式1）

令和 年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
名 称
代表者

印

令和8年度 中学校地域クラブ体制整備事業業務委託 経費内容変更承認申請書

令和 年 月 日付で締結した令和8年度中学校地域クラブ体制整備事業業務委託について、委託契約書第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり経費内容を変更したいので承認願います。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が委託業務に及ぼす影響
4. 変更後の委託業務に要する経費（新旧対比）
5. 同上の算出基礎

実績報告書（様式2）

令和 年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
名 称
代表者

印

令和8年度 中学校地域クラブ体制整備事業業務委託 実績報告書

令和 年 月 日付で締結した令和8年度中学校地域クラブ体制整備事業業務委託について、業務が完了したので、委託契約書第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1. 委託業務の実施期間

令和 年 月 日 着手
令和 年 月 日 完了

2. 契約額及びその精算額

(単位：円)

経費区分	契約額	精算額	差し引き

3. 添付書類

- (1)業務日誌
- (2)人件費に係る支出明細書
- (3)事業費に係る領収書の写し
- (4)アンケート調査及び分析結果
- (5)成果報告書、活動報告書

再委託承認申請書（様式3）

令和 年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
名 称
代表者

印

再 委 託 承 認 申 請 書

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、令和8年度中学校地域クラブ体制整備事業業務委託契約書第4条第2項の規定に基づき、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名	
契 約 金 額	円
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 限	令和 年 月 日
再委託を予定する業務	
再委託予定額	円
再委託先	企業（団体）名 代表者（職氏名） 住所 連絡先（電話） (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の適格性※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえレを記入すること